

住宅の改修費を  
給付します

## 弘前市重度知的障がい者・重度精神障がい者 住宅改修費給付事業

在宅の重度知的障がい者（児）または、在宅の重度精神障がい者（児）（以下、障がい者という）に対して、日常生活上の負担軽減を図るための住宅改修費を給付します。

▼対象 市に居住の愛護手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、他の住宅改修制度を利用できない人

※障がいのある人または世帯員のいずれかが、市民税所得割額が46万円以上の場合を除く。

▼給付額 基準額（上限額）20万円または実際の改修費のいずれか低い額（原則1割の自己負担あり）

※給付は1回限りで施工業者に直接支払われます。

▼住宅改修の範囲 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便所等への便器の取り替え、床材のクッ

ション素材または汚れが拭き取りやすいものへの貼り替え、壁のクッション素材または防音効果のある素材への貼り替え、二重窓の設置、その他障がい者の在宅生活のために必要な工事

※新築、増改築は不可／令和5年度内に完了する住宅改修工事に限る。

▼申請方法 申請書に必要事項を記入の上、住宅改修の見積書、見取り図、写真などを添えて障がい福祉課（市役所1階）へ提出を。

※改修前に申請が必要です／申請書を障がい福祉課で配布しています／申請後に現地調査を受ける必要があります。

▼受付期間 随時受け付けています。予算が無くなり次第終了しますので、申請が可能か事前にお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 障がい福祉課障がい者医療・給付係（☎40-7036）

事前の申し込みが  
必要です

## 身体障害者巡回診査および更生相談事業

診査と更生相談を無料で行います。

▼とき 7月4日（火）、午前10時～午後0時30分（受け付けは午前9時30分～10時30分）

▼ところ 総合学習センター（末広4丁目）

▼実施科目 整形外科（肢体不自由）

▼対象 身体障害者手帳の交付または再認定を受けようとする人／障がいの程度に変更があると思われる人／補装具の処方が必要とする人／その他相談を希望する人

▼持ち物 身体障害者手帳（所持者のみ）、マイナンバーがわかるもの

※手帳の交付（再交付）を申請する人は顔写真（縦

4cm×横3cm）1枚が必要／当日はマスクを着用してください。

▼申し込み方法 6月12日（月）までに、電話で障がい福祉課までご連絡を（一部対象者には事前に通知します）。

▼その他 診査当日、発熱や風邪症状がでた場合は受診をご遠慮ください／当日の診査のみでは判定できない場合もあります／手帳の再認定が必要な人は、指定医師のいる医療機関で診査することもできます（有料）。

■問い合わせ・申込先 障がい福祉課障がい者医療・給付係（☎40-7036）

## 6月7日（水） 防災行政無線の試験放送を行います 午前11時ごろ

■問い合わせ先 防災課（☎40-7100）



地震や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達試験を全国一斉で行います。市では、防災行政無線から試験放送が流れます。令和5年度は計4回の試験が予定されており、今回は1回目です。

※気象状況などによって中止することがあります／防災行政無線の内容を確認する場合は、テレホンサービス（☎40-7110）をご活用ください（サービス料無料・通話料発生）／防災行政無線アプリでは配信されません。

空き家・空き地を  
登録しませんか

## 空き家・空き地バンク物件登録奨励品

弘前圏域空き家・空き地バンクに空き家または空き地を登録した人に1万円相当の地場産品を贈呈します。ぜひこの機会にお申し込みください。

▼対象者 令和5年4月1日以降に、弘前圏域空き家・空き地バンクに空き家または空き地を登録した人

▼奨励品 弘前圏域市町村（弘前市、黒石市、平

川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）の地場産品1万円相当

詳細は、弘前圏域空き家・空き地バンクホームページ（QRコード）で確認するか、お問い合わせください。

■問い合わせ先 建築指導課空き家対策係（☎40-0522）



## 環境課からのお知らせ

「令和5年度モニター事業」参加者大募集!!

## ミニ・キエーロで 生ごみを減らそう!



◀ミニ・キエーロ

家庭から出る燃やせるごみの約4割が生ごみです。この生ごみを減らすことがごみ減量の重要なポイントです。そこで、昨年度に引き続き、消滅型生ごみ処理器「ミニ・キエーロ」の効果を実験してもらいながらごみ減量を進めるため、ミニ・キエーロのモニター事業参加者を募集します。

【キエーロとは?】

電力を使わずに、土の力でほぼ完全に生ごみを分解する減量化容器のこと。堆肥化せずに土の中の微生物が生ごみを分解します。土に生ごみを埋めるため、においや虫が発生しにくく、家庭で比較的簡単に取り組みます。市で作成したキエーロは、作りやすさと設置のしやすさを重視した小型版（ミニ・キエーロ）で、市販のプランターに黒土を入れ、雨水が入らないようにしています。

▼対象 次の①～⑤を全て満たす人

①市内在住の人（一般家庭に限る／これまでに参加した人は除く）

②ミニ・キエーロ（幅52cm×高さ30cm×奥行40cm程度）の設置場所を確保できる人

③ミニ・キエーロを適正に維持管理できる人（2、3日に1回、土を掘り起こし水を加え、生ごみを埋める作業があります）

④ミニ・キエーロを環境課（市役所2階）か町田事業所（町田字筒井）まで受け取りに来られる人

⑤ミニ・キエーロを1カ月間使用し、結果を調査票に記入の上、提出できる人

▼募集世帯数 150世帯（1世帯に1個／先着順）

▼申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、環境課か町田事業所へ提出を。申込書と引き換えに、その場でミニ・キエーロをお渡しします。

※申込書を市ホームページに掲載しているほか、環境課、町田事業所で配布しています／事前の申し込みは不要／モニター実施期間（1カ月間）経過後、ミニ・キエーロはそのまま差上げます。

▼その他 ミニ・キエーロはプランター、黒土、屋根部で構成されています。重量が約25kgあるため、車での引き取りを推奨します。

■問い合わせ先 環境課資源循環係（☎35-1130）、廃棄物政策係（☎32-1969）

## 不法投棄は犯罪です



ごみを山林や空き地に捨てる行為はやめましょう!

■問い合わせ先 環境課町田事業所（☎32-1952）

## 野焼きは原則禁止です



ごみを空き地などで焼却する行為はやめましょう!

■問い合わせ先 環境課資源循環係（☎35-1130）